

第九十一回国会
衆議院
地方行政委員會議録 第十一号

昭和五十五年四月一日(火曜日)

午前十時十分開議

出席委員

委員長 塩谷 一夫君

理事 中村 弘海君 理事 松野 幸泰君

理事 小川 省吾君 理事 神沢 淨君

理事 小濱 新次君 理事 三谷 秀治君

理事 部谷 孝之君 小澤 潔君

池田 淳君 北口 博君

龜井 善之君 椎名 素夫君

工藤 巖君 加藤 万吉君

井岡 大治君 小川新一郎君

細谷 治嘉君 安藤 巖君

吉井 光昭君 田島 衛君

河村 勝君 田島 衛君

出席國務大臣

自治大臣 後藤田正晴君

出席政府委員

自治大臣官房長 石見 隆三君

自治省財政局長 土屋 佳照君

委員外の出席者

議員 小濱 新次君

議員 小川新一郎君

地方行政委員会 岡田 純夫君

調査室長

委員の異動

三月二十八日

辭任 補欠選任

加藤 万吉君 中村 茂君

田島 衛君 山口 敏夫君

同日

辭任 補欠選任

中村 茂君 加藤 万吉君

山口 敏夫君 田島 衛君

第一類第二号

地方行政委員會議録第十一号

昭和五十五年四月一日

三月三十一日

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)(参議院送付)

四月一日

退職地方公務員の共済年金・恩給等改善に関する請願(第一君紹介)(第三一〇三号)

同外一件(上田哲君紹介)(第三一〇九号)

地方税法等の一部を改正する法律案の修正に関する請願(安藤巖君紹介)(第三一〇八号)

同(安藤巖君紹介)(第三一〇八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八八号)

人口急増地域対策等特別措置法案(小濱新次君外四名提出、衆法第二四四号)

地方公共団体の超過負担の解消に関する特別措置法案(小川新一郎君外四名提出、衆法第二五号)

地方財政に関する件(昭和五十五年度地方財政計画)

〇塩谷委員長 これより會議を開きます。

地方財政に関する件について調査を進めます。

昭和五十五年度地方財政計画について説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

〇後藤田國務大臣 昭和五十五年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

昭和五十五年度の地方財政につきましては、昭和五十四年度に引き続いて厳しい状況にあります。

が、おおむね同一の基調により、現下の社会経済情勢の推移に適切に対応しつつ、財政の健全化を促進することを目途として、歳入面におきましては、住民負担の合理化にも配慮しつつ、既存税制における地方税源の充実を図る等収入の確保を図るとともに、昭和五十四年度に引き続き見込まれる巨額の財源不足については、これを完全に補てんする等地方財源の確保を図る一方、歳出面におきましては、経費全般について徹底した節減合理化を行うという抑制的基調のもとで、住民生活に直結した社会資本の整備を図るために必要な地方単独事業の規模の確保に配慮する等限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある財政運営を行うことを基本といたしております。

昭和五十五年度の地方財政計画は、このような考え方を基本として策定しておりますが、以下その策定方針について申し上げます。

第一に、現下の厳しい地方財政の状況等にかんがみ、個人住民税の各種所得控除を引き上げるとともに、その減収に対処するため所得割の税率適用区分に所要の調整を加えるほか、事業所税及び個人住民税均等割の税率を引き上げ、非課税等の特別措置の整理合理化を行い、自動車取得税の暫定税率の適用期限を延長し、ガス税の免税点を引き上げる等地方税源の充実と地方税負担の適正合理化を図ることといたしております。

第二に、地方財源の不足に対処し、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするため、

(一) 昭和五十五年度の地方財源不足見込み額二兆五百五十億円については、地方交付税の増額と建設地方債の増発により完全に補てんすることとしております。

なお、建設地方債の増発は、昭和五十四年度より縮減を図っております。

(二) また、地方債資金対策として政府資金及び公営企業金融公庫資金の増額を図ることとしております。

第三に、抑制的基調のもとにおいても、地域住民の福祉、教育の充実及び住民生活に直結した社会資本の計画的整備等を図るための諸施策を実施することとしております。このため、生活関連施設等の計画的な整備の推進を図るため地方単独事業の所要額を確保するとともに、社会福祉施策、教育振興対策等の一層の充実を図ることとし、また、過疎地域に対する財政措置等を充実することとしております。

第四に、地方行政財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、国庫補助負担基準の改善を図り、あわせて年度途中における事情の変化に弾力的に対応し得るよう配慮するほか、地方財政計画の算定内容について所要の是正措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに昭和五十五年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、四十一兆六千四百二十六億円となり、前年度に対し二兆八千四百十二億円、七・三％の増加となっております。

以上が昭和五十五年度の地方財政計画の概要であります。

〇塩谷委員長 次に、内閣提出に係る地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

地方交付税法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○後藤田国務大臣 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

最近における地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十五年分の地方交付税の総額の特例を設けるとともに、各種の制度改正等に伴って増加する地方団体の財政需要に対処するため、地方交付税の算定に用いる単位費用を改定する等の必要があります。以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、昭和五十五年度分の地方交付税の総額については、現行の臨時地方特例交付金を除く法定額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金三千七百九十五億円及び同会計において借り入れる八千九百五十億円を加算した額とするとともに、借入額八千九百五十億円については、昭和六十一年度から昭和七十年年度までの各年度に分割して償還することとしております。

さらに、後年度における地方交付税の総額の確保に資するため、地方交付税法附則第八条の第三項の規定に基づき、昭和五十五年度における借入純増額の二分の一に相当する額三千七百七億五千万円を昭和六十一年度から昭和七十年年度までの各年度において、臨時地方特例交付金として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れ、当該各年度の地方交付税の総額に加算することとしております。

次に、昭和五十五年度の普通交付税の算定方法については、教職員定数の増加、教育施設の整備等教育水準の向上に要する経費及び児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に要する経費の財源を措置することとしております。また、公園、清掃施設、下水道、市町村道等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備及び維持管理に要する経費の財源を措置するとともに、過密対策、過

疎対策、消防救急対策、公害対策等に要する経費を充実にすることとしております。

さらに、昭和五十五年度において、財源対策費を減額することに伴い、これに対応する投資的経費を基準財政需要額に算入することとするほか、昭和五十四年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金を基準財政需要額に算入することとしております。

以上が、地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○塩谷委員長 以上で本案の提案理由の説明は終わりました。

○塩谷委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○塩谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出席日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○塩谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○塩谷委員長 次に、小濱新次君外四名提出に係る人口急増地域対策等特別措置法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。小濱新次君

人口急増地域対策等特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○小濱議員 ただいま議題となりました人口急増地域対策等特別措置法案につきまして、公明党・国民会議を代表して、その提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

都市、特に大都市周辺における地価の高騰に伴って、人口急増市町村は従来の人口急増地域の外側に拡散する傾向を見せております。これら人口急増市町村においては、短期間に急激に人口が増加したことに伴い、小・中学校校舎、保育所、街路、屎尿処理場を初め各種公共施設の緊急な整備が必要となっており、この解決が最も重要な課題であります。

しかしながら、これらの地域に対する政府の財政対策は、小・中学校と幼稚園の建物及び消防施設に対する補助金のかさ上げ措置と、小・中学校校舎の用地取得費に対する補助制度だけであり、このために地方財政を圧迫し、最近の地方財政の状況下において、これら人口急増市町村等の財政は破綻に瀕しております。

また、大都市周辺のこれらの地域においては、乱開発等による小規模住宅が著しく増加し、そのため、当該地方公共団体の計画的な都市づくりには大きな支障を来しております。

このような実情にかんがみ、人口急増地域における良好な生活環境を確保し、地域社会の調和ある発展と住民福祉の維持向上を図るために市町村による公共施設等の整備に対する国の特別の財政措置を講ずるとともに当該市町村の計画的都市整備を推進するため、宅地開発等についての届け出、宅地開発等の事業者による公共施設等の用地の確保及び公共施設等の立てかえ施行等について所要の措置を定める必要があります。

以上が、本法案を提出した理由であります。次に、この法案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、人口急増市町村及び児童生徒急増市町村の範囲についてであります。このうち、人口急増市町村は、昭和五十三年から同五十九年までの一の年を基準として、住民基本台帳による人口の

増加が五年間で五千人以上で、かつ二〇%以上の市町村、及び一定規模以上の団地の建設により、昭和五十五年から同五十九年までの間の一の年を基準として二年間で人口が三千人以上でかつ六%以上増加することが確実と見込まれる市町村としております。また、児童生徒急増市町村は、学校基本調査による児童数が三年間に三百人以上で、かつ九%以上の増加、五百人以上で、かつ六%以上の増加、または、千人以上で、かつ三%以上増加した市町村もしくは生徒数が三年間に百五十人以上で、かつ九%以上の増加、二百五十人以上で、かつ六%以上の増加、または、五百人以上で、かつ三%以上増加した市町村としております。

第二は、人口急増市町村の施設整備計画、義務教育施設整備計画の策定についてであります。市町村は、良好な生活環境を確保するため、都道府県と協議するとともに、当該市町村議会の議決を経て、人口急増市町村の施設整備計画等を定め、それぞれ自治大臣に提出することとしております。

自治大臣は、その計画の内容を関係行政機関の長に通知し、所要の協力を得て必要な施策が講ぜられるようにしてまいります。

第三は、財政上の特別措置についてであります。まず、施設整備計画に基づいて行う義務教育施設、公民館、下水道、保育所、一般廃棄物処理施設、道路、公園等の整備に要する経費につきまして、国の負担割合の特例を設けることとしております。

さらに、施設整備計画に基づいて行う事業の経費につきましては、地方債をもってその財源とすることができるとし、また地方債の元利償還に要する経費については、五〇%を交付税で措置することとしております。

第四は、その他の特別措置として国は、施設整備計画に基づく事業用の用地として国の普通財産が地方公共団体において必要ときは、それらの財産を時価より低い価額で譲渡し、また貸し付けることとしております。

第五は、宅地開発等に係る調整措置についてであります。

まずその一は、一ヘクタールもしくは五十区画以上、五十戸以上の規模の宅地開発、住宅の建築を行うとする者は、当該宅地開発等の計画の概要を工事開始の三十日以前に市町村長に届け出なければならぬこととしております。さらにそれぞれの市町村において優良な住宅環境を確保するため、特に必要と認めるときは条例で、これらの規模以下の宅地開発等についてその二分の一を下らない範囲で届け出させることができることとしております。

なお、この届け出をせず、または虚偽の届け出をしたものには、十万円以下の過料に処することとしております。また、宅地開発等を行っている者に対して市町村長は、その宅地開発等の変更を求めることができることとしております。

その二は、関連公共施設等の用地の確保及び立てかえ施行についてであります。関連公共施設等を設置すべき地方公共団体が財政事情、その他の事情により、みずから適時に整備することができない場合は宅地開発を行うものと協議し、施設整備事業を委託するいわゆる立てかえ施行を行うものとしております。なお、立てかえ施行された関連公共施設等の買い取りの期間については最高三十年としております。

最後に本法案の施行であります。公布の日からとしております。ただし、宅地開発等の届け出に係る規定につきましては、公布の日から六十日を経過した日から施行することとしております。また、この法律は十年間の時限立法としております。

なお、これに要する経費は、初年度四千億円を見込んでおります。以上がこの法案の趣旨及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○塩谷委員長 以上で本案の提案理由の説明は終

わりました。

○塩谷委員長 次に、小川新一郎君外四名提出に係る地方公共団体の超過負担の解消に関する特別措置法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。小川新一郎君。

地方公共団体の超過負担の解消に関する特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○小川（新）議員 ただいま議題となりました地方公共団体の超過負担の解消に関する特別措置法案につきまして、公明党・国民会議を代表いたしまして、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の国庫補助負担金制度は、地方公共団体の事務の大半を占めており、これに伴って生ずる地方公共団体の超過負担は、公共住宅、学校、保育所、ごみ処理施設等の生活環境施設関係の事業や農業委員会、保健所等の人件費に対する補助負担金に見られるようにその額は、年々膨大となり、地方六団体を初め各地方公共団体から超過負担の解消を求める声が著しく高まっております。にもかかわらず、政府はきわめて限定された国庫補助負担事業に対して若干の解消措置を講ずるのみで、しかも後追いの措置にとどまっております。地方公共団体の要請に対し抜本的な解消策をとるものとなっておりません。

超過負担は国と地方との財政秩序を乱すものであると同時に、地方財政にとって大きな重圧となっております。しかも、超過負担について、国、地方間の意見が異なっており、これが超過負担の解消を一層困難にしております。

超過負担の抜本的解消を図るためには、補助金制度全般にわたつての検討を加え、地方公共団体

に対し、自主財源を付与することを中心に、国、地方間の事務、財源の明確化を図ることが基本であります。今日の国庫補助制度を初めとした国、地方間の行政機構の現状に鑑み、超過負担を解消するための措置について調査審議する機関を設けること等により、超過負担の解消を図り、地方公共団体の財政の健全な運営に資する必要があるとあります。

これが本法案提出の理由であります。

次に、法案の概要について御説明申し上げます。その第一は、超過負担の定義についてであります。この法律で地方公共団体の超過負担とは、国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金の額が、地方公共団体が当該国の支出に係る事務または事業を行うために必要でかつ十分な金額を基礎として算定されていないことにより、地方公共団体が、当該事務または事業について本来負担すべき額を超えて経費を負担することとなることをいうこととしております。

第二は、国の責務についてであります。国は、地方公共団体の超過負担の解消を図るため、国の支出金の額の算定に当たって、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務または事業を実施するのに必要かつ十分な単価、数量及び対象によつて算定された金額を基礎とする等必要な措置を講じなければならぬこととしております。

第三は、地方超過負担調査会についてであります。総理府に地方超過負担調査会を置くこととし、この調査会は、地方六団体の代表十二名のほか、関係行政機関の代表十二名、その他学識経験者五名をもつて構成するものとしております。また、その所管事務は、地方公共団体の超過負担を解消するための措置について調査審議することとし、これらの結果を内閣総理大臣に答申することとしております。また、内閣総理大臣は、調査会の答申を尊重し、必要な措置をとらなければならないこととしております。

第四は、本法案の施行についてであります。公布の日からとしております。なお、これに要す

る経費としては、初年度の超過負担の解消措置として約一千億円を見込んでおります。

以上が、地方公共団体の超過負担の解消に関する特別措置法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○塩谷委員長 以上で本案の提案理由の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十二分散会

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表及び同条第二項の表並びに第十三条第五項の表（昭和五十三年度）を「昭和五十四年度」に改める。

附則第三条第二項中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年年度」に改め、「市町村民税の所得割」の下に「並びに特別とん譲与税」を加え、「市町村民税の法人税割」を「並びに市町村民税の法人税割」に改め、「並びに特別とん譲与税」にあつては当該税目に係る前年度分の基準税額と、「当該前年度又は前々年度」とあるのは「当該前年度又は前々年度（特別とん譲与税にあつては、当該前年度）を削る。

附則第八条の見出し及び同条第一項中「昭和六十九年度」を「昭和七十年年度」に改め、同項第三号中「若しくは第五項」を「から第六項まで」に、「三千七百六十六億円」を「三千七百六十六億円」とし、昭和五十五年年度にあつては、一般会計から同特別会計に繰り入れられる臨時地方交付金の額三千七百九十五億円」に改める。

附則第八条の三第三項第三号中「若しくは第五項」を「から第六項まで」に、「千十億円」を「千

6 昭和五十五年における第一項の借入純増加額に係る同項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、当該下欄に掲げる額とする。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

昭和六十七年度	四百十億円
昭和六十八年度	四百五十億円
昭和六十九年度	四百九十億円
昭和七十年度	五百三十七億五千万円

附則に次の一条を加える。

(新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例)

第十四条 新たに指定された指定都市に対して交付すべき当該指定があつた日の属する年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十四条第三項に規定する基準税額等の算定の基礎とすることができず又は適当でないと認められるときは、当該算定の基礎について、自治省令で特例を設けることができる。

別表を次のように改める。

第十四条 新たに指定された指定都市に対して交付すべき当該指定があつた日の属する年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十四条第三項に規定する基準税額等の算定の基礎となることができず又は適当でないと認められるときは、当該算定の基礎について、自治省令で特例を設けることができる。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	五、五七五、〇〇〇円	
二 土木費				
1 道路橋りよう費				
(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	一八七、〇〇〇	
(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	三、五六一、〇〇〇	
2 河川費				
(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	六五、〇〇〇	
(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	三九七、〇〇〇	
3 港湾費				
(1) 経常経費	港湾（漁港を含む）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	一九、二〇〇	
(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む）における外かく施設の延長	一メートルにつき	七、一二〇	
4 その他の土木費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	五五〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、五九〇	
三 教育費				
1 小学校費	教職員数	一人につき	二、六六八、〇〇〇	
七 災害復旧費				
1 農業経済費				
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	四九、五〇〇	
(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	二四、五〇〇	
2 林野行政費				
(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、二七〇	
(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	三、五四〇	
3 水産行政費				
(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	一〇五、〇〇〇	
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	四一、五〇〇	
4 商工行政費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、二〇〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	九二九、〇〇〇	
六 その他の行政費				
1 徴税費	道府県税の税額	千円につき	四〇	
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	九二九、〇〇〇	
3 その他の諸費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	二、九四〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、八六〇	
七 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	七五一、〇〇〇	
八 災害復旧事業費	災害復旧事業費	千円につき	九五〇	

2	中学校費	一人につき	二、七七五、〇〇〇
3	高等学校費	一人につき	四、五九〇、〇〇〇
(1)	經常經費	一人につき	二九、八〇〇
(2)	投資的經費	一人につき	三一、五〇〇
4	特殊教育諸學校費	一人につき	二、六二五、〇〇〇
(1)	經常經費	一人につき	一〇二、〇〇〇
(2)	投資的經費	一學級につき	五一〇、〇〇〇
5	その他の教育費	一學級につき	八四七、〇〇〇
四	厚生労働費	一人につき	二、一五〇
1	生活保護費	一人につき	三、六二〇
2	社会福祉費	一人につき	二、四六〇
(1)	經常經費	一人につき	四八四
(2)	投資的經費	一人につき	二、三〇〇
3	衛生費	一人につき	四一四
4	労働費	一人につき	四五七、〇〇〇
五	産業經濟費	一人につき	四九、五〇〇
1	農業行政費	一戸につき	二四、五〇〇
(1)	經常經費	一ヘクタールにつき	二、二七〇
(2)	投資的經費	一ヘクタールにつき	三、五四〇
2	林野行政費	一人につき	一〇五、〇〇〇
(1)	經常經費	一人につき	四一、五〇〇
(2)	投資的經費	一人につき	一、二〇〇
3	水産行政費	一人につき	九二九、〇〇〇
(1)	經常經費	一人につき	二、九四〇
(2)	投資的經費	一人につき	二、八六〇
4	商工行政費	一人につき	七五一、〇〇〇
六	その他の行政費	一人につき	九五〇
1	徴稅費	一人につき	二、九四〇
2	恩給費	一人につき	二、八六〇
3	その他の諸費	一人につき	七五一、〇〇〇
(1)	經常經費	一人につき	九五〇
(2)	投資的經費	一人につき	二、九四〇
七	災害復旧費	一人につき	九五〇

市町村		八 特定償還費	九 特別事業償還費	十 地方税減収補てん償還費	十一 財源対策償還費
一 消防費	人口	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
二 土木費	人口				
1 道路橋りよう費	道路の面積	七、七〇〇			
(1) 経常経費	道路の延長	一、六〇〇			
(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む）におけるけい留施設の延長	七、二二〇			
2 港湾費	港湾（漁港を含む）における外かく施設の延長				
(1) 経常経費	都市計画区域における人口	四三六			
(2) 投資的経費	都市計画区域における人口	四八二			
3 都市計画費	都市計画区域における人口				
(1) 経常経費	都市計画区域における人口				
(2) 投資的経費	都市計画区域における人口				
4 公園費	都市計画区域における人口				
		四、七二〇	二五〇	一六八	二〇一

一 経常経費	人口	一人につき	二、三〇一
(1) 経常経費	人口	一人につき	二、六四
(2) 投資的経費	人口集中地区人口	一人につき	一六三
2 下水道費	人口	一人につき	六、一五
3 その他の土木費	人口	一人につき	三、四七
(1) 経常経費	人口	一人につき	二〇、八〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四、二九〇〇〇
4 教育費	児童数	一人につき	三、八六五〇〇〇
(1) 小学校費	児童数	一人につき	三、六〇〇〇〇
(2) 中学校費	児童数	一人につき	一、九四〇〇
(1) 経常経費	児童数	一人につき	五、五八〇〇〇
(2) 投資的経費	児童数	一人につき	三、八七一〇〇〇
5 高等学校費	生徒数	一人につき	三、六〇〇〇〇
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	四、七三五〇〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	二、九三〇〇
6 その他の教育費	生徒数	一人につき	一、九〇〇〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	三、六七〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、三五
7 厚生労働費	市部人口	一人につき	三、三〇〇
(1) 生活保護費	人口	一人につき	二、五二〇
(2) 社会福祉費	人口	一人につき	四、八四
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、〇四〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、二八〇
8 清掃費	人口	一人につき	四、三七
(1) 経常経費	人口	一人につき	四、五七〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、三、五〇〇
9 労働費	失業者数	一人につき	八、一二〇
(1) 産業行政費	農家数	一人につき	五、一〇
(2) 投資的経費	農家数	一人につき	
10 商工行政費	人口	一人につき	

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額

の確保に資するため、昭和五十五年分の地方交付税の総額の特例を設けるとともに、各種の制度改正等に伴って増加する地方団体の財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

人口急増地域対策等特別措置法案 人口急増地域対策等特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、人口急増市町村における公共施設等の整備を促進するとともに、宅地開発等の事業につき所要の措置を講ずることにより、良好な生活環境を確保し、もつて地域社会の調和ある発展と住民福祉の維持向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。

一 人口急増市町村 次に掲げる市町村をいう。

イ 昭和五十三年から昭和五十九年までのいづれか一の年の三月三十一日における市町村の人口（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく住民基本台帳上の住民の数をいう。以下この号において同じ。）が当該いづれか一の年の五年前の年の三月三十一日の当該市町村の人口に比し、五千人以上、かつ、十パーセント以上増加している市町村

ロ イに掲げる市町村のほか、大規模な住宅団地の建設等により、昭和五十五年から昭和五十九年までのいづれか一の年において、その年の翌年の三月三十一日における市町村の人口がその年の前年の三月三十一日における当該市町村の人口に比し、又はその年の翌々年の三月三十一日における市町村

の人口がその年の三月三十一日における当該市町村の人口に比し、三千人以上、かつ、六パーセント以上増加することが確定であるとして、政令で定めるところにより、当該市町村の長の申出により自治大臣が認定した市町村

二 児童生徒急増市町村 人口急増市町村以外の市町村で次に掲げるものをいう。

イ 昭和五十三年から昭和五十九年までのいづれか一の年の五月一日における市町村の児童（学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）第二十三条に規定する学齢児童をいう。以下この号において同じ。）の数が当該いづれか一の年の三年前の年の五月一日における当該市町村の児童の数に比し、三百人以上、かつ、九パーセント以上、五百人以上、かつ、六パーセント以上又は千人以上、かつ、三パーセント以上増加した市町村

ロ 昭和五十三年から昭和五十九年までのいづれか一の年の五月一日における市町村の生徒（学校教育法第三十九条に規定する学齢生徒をいう。以下この号において同じ。）の数が当該いづれか一の年の三年前の年の五月一日における当該市町村の生徒の数に比し、百五十人以上、かつ、九パーセント以上、二百五十人以上、かつ、六パーセント以上又は五百人以上、かつ、三パーセント以上増加した市町村

三 公共施設等、道路、公園、小学校、中学校その他公共の用に供する施設及び公用に供する施設をいう。

四 宅地開発等 主として住宅の建築の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更又は一団の土地における住宅の建築をいう。
自治大臣は人口急増市町村を、文部大臣は児童生徒急増市町村を、それぞれ、公示するものとする。

(施設整備計画)

第三条 人口急増市町村は、人口の急増により整備が必要となる公共施設等の整備に関する計画（以下「施設整備計画」という。）を定めるものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県と協議するとともに、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

2 施設整備計画は、次に掲げる公共施設等で人口の急増に伴いおおむね五年以内に整備する必要があるものについて、その整備の目標、整備に関する事業の概要及び経費の概算を定めるものとする。

- 一 義務教育施設及びその他の教育施設
- 二 一般廃棄物処理施設その他の環境衛生施設
- 三 児童福祉施設その他の社会福祉施設
- 四 道路その他の交通施設
- 五 公園、緑地、広場その他の公共空地
- 六 消防施設
- 七 医療施設
- 八 その他政令で定める施設

3 施設整備計画は、他の法令の規定による当該市町村の区域に係る計画と調和が保たれるとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第五項により定められた当該市町村の基本構想に即するものでなければならない。

4 人口急増市町村は、施設整備計画を定めるときは、直ちに、これを自治大臣に提出しなければならない。

5 自治大臣は、前項の規定による施設整備計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6 前各項の規定は、施設整備計画の変更について準用する。

(都道府県の施策)

第四条 都道府県は、人口急増市町村に協力して、当該市町村の区域において良好な生活環境を確保するため、当該施設整備計画の実施に関し必要な施策を講ずるものとする。

第五条 自治大臣は、施設整備計画の実施及び都道府県が人口急増市町村に協力して講ずる施策の実施に関し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。

(助言及び調査)
第六条 自治大臣は、人口急増市町村の区域において良好な生活環境を確保するため必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行うことができる。

(国の負担又は補助の割合の特例)
第七条 施設整備計画に基づいて行われる事業で別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

(国の補助)

第八条 国は、人口急増市町村に対し、施設整備計画に基づいて行われる小学校及び中学校の用に供する土地の取得、幼稚園の園舎の新築並びに公民館の建物の新築に要する経費の三分の二を補助する。

第九条 前二条に規定するもののほか、国は、人口急増市町村に対し、予算の範囲内において、施設整備計画に基づく事業に要する経費の一部を補助することができる。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第十条 施設整備計画に基づいて行う事業につき人口急増市町村が必要とする経費の財源に充てられるため起した地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができる

ものを除く。で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（地方債についての配慮）

第十一条 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起す地方債については、資金事情が許す限り、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう配慮するものとする。

（国有財産の譲渡等）

第十二条 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要とするときは、人口急増市町村に対し、政令で定めるところにより、普通財産を時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（義務教育施設整備計画）

第十三条 児童生徒急増市町村は、児童又は生徒の急増により必要となる小学校又は中学校の施設の整備に関する計画（以下「義務教育施設整備計画」という。）を定めるものとする。

2 第三条第一項後段及び第二項から第六項まで並びに第四条から前条までの規定は、児童生徒急増市町村及び義務教育施設整備計画について準用する。この場合において、第三条第四項中「自治大臣」とあるのは、「文部大臣及び自治大臣」とする。

（宅地開発等に関する届出）

第十四条 次に掲げる規模（次項により条項で規模が定められた場合は、当該規模）以上の宅地開発等を行う者（以下「開発事業者」という。）は、当該宅地開発等に係る工事を開始しようとする日の三十日前までに、自治省令の定めるところにより、当該宅地開発等に係る事業計画の概要を当該宅地開発等に係る土地の所

在する市町村の長に届け出なければならない。

一 土地の区画形質の変更にあつては、次のいずれかに該当するもの

イ 土地の面積 一ヘクタール

ロ 住宅の用に供する宅地の区画数 五十区画

ハ その土地に建築が予定される住宅の戸数 五十戸

二 住宅の建築にあつては、五十戸

2 市町村は、住宅地の良好な生活環境を確保するため特に必要があると認めるときは、条項で、区域を限り、前項の規模の二分の一を下らない範囲内の規模を定めることができる。

3 第一項の規定は、同項の規定により届出を要する宅地開発等につき他の法令の規定により当該市町村（当該市町村の機関を含む。以下この項において同じ。）への届出又は当該市町村の許可、認可若しくは承認を要するとされている場合は、適用しない。

4 国の機関及び都道府県は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、同項に規定する届出の例により、市町村長にその旨を通知しなければならない。

（宅地開発等の計画の変更等）

第十五条 市町村長は、住宅地の良好な生活環境を確保するため必要があると認めるときは、開発事業者に対し、宅地開発等の計画の変更又は宅地開発等の実施の延期を求めることができる。

（公共施設等の用地の確保）

第十六条 地方公共団体は、住宅地の良好な生活環境を確保するため特に必要があると認めるときは、開発事業者に対し、その実施に係る宅地開発等に伴い整備が必要となる公共施設等当該地方公共団体が整備すべきものの用に供する土地を確保するよう求めることができる。

2 開発事業者は、前項の規定により土地の確保を求められたときは、当該土地を確保するものとする。

（公共施設等整備事業の立替施行）

第十七条 地方公共団体は、その区域内で次項に定める大規模な宅地開発等が行われる場合において、当該宅地開発等に伴い当該地方公共団体において整備を要する公共施設等で次の各号に掲げるもののうち、財政事情その他の事情により自ら適時に整備することができないもの（以下この条において「特定施設」という。）があるときは、当該大規模な宅地開発等を行う国、地方公共団体、日本住宅公団、宅地開発公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社その他の開発事業者に対し、当該開発事業者との協議により、特定施設の整備に関する事業を委託することができる。

一 学校教育法第一条に規定する小学校、中学校及び幼稚園

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八條第一項に規定するごみ処理施設

四 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二條第一項に規定する道路

五 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二條第一項第一号に規定する都市公園

六 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二條第二号に規定する下水道

七 河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第三條第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）

八 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三條第一項に規定する水道

九 前各号に定めるもののほか、政令で定める施設

2 前項に掲げる大規模な宅地開発等とは、次に掲げる規模以上のものをいう。

一 土地の区画形質の変更にあつては、次のいずれかに該当するもの

イ 土地の面積 十ヘクタール

ロ 住宅の用に供する土地の区画数 五百区画

ハ 土地に建築が予定される住宅の戸数 五百戸

二 一団の土地における住宅の建築にあつては、五百戸

3 第一項の規定による委託を受けた開発事業者（以下この条において「受託者」という。）は、当該委託に係る事業に要する経費（以下この条において「委託事業費」という。）を支弁しなければならない。

4 地方公共団体は、委託に係る公共施設等の引渡しを受けた日から三年以内に、当該委託事業費を受託者に支払わなければならない。ただし、当該委託事業費に相当する額から当該施設の取得について交付を受けた国の負担金又は補助金の額とその他起した地方債の額との合計額を控除した額については、三十年（当該公共施設が住宅金融公庫からの融資を受けて整備されたものである場合には、二十五年）を超えない範囲内において協議により定める期間内に、賦払いの方法により支払うことができる。

（罰則）

第十八条 第十四条第一項前段の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

（政令への委任）

第十九条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合及び児童生徒急増市町村が人口急増市町村になつた場合におけるこの法律の規定の適用、特別区又は特別区の存する区域に関するこの法律の規定の適用について必要な特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第一項及び第十八条並びに附則第五項の規定は、公布の日から起算して六十日を経過

した日から施行する。

(適用)

2 第七條及び第八條（これらの規定を第十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和五十五年分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和五十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。

(失効)

3 この法律は、昭和六十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経過措置)

4 第七條及び第八條（これらの規定を第十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施設整備計画又は義務教育施設整備計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金で昭和六十五年分度に繰り越されるものについて、第十條第十三條第二項において準用する場合を含む。）の

規定はこの法律の失効前に発行を許可された地方債について、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

5 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の失効後もなお従前の例による。

(地方交付税法の一部改正)

6 地方交付税法の一部を次のように改正する。附則第十三條を附則第十四條とし、附則第十二條の次に次の一條を加える。

第十三條 当分の間、地方団体に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一條の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の數値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
人口急増対策事業償還費	人口急増市町村又は児童生徒急増市町村の公共施設等の整備のための事業費の財源に充てられるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき五〇〇〇〇銭

2 前項の測定単位の數値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる

表示單位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定單位	算定の基礎	表示單位
人口急増市町村又は児童生徒急増市町村の公共施設等の整備事業費の財源に充てられるため発行を許可された地方債で人口急増地域対策等特別措置法（昭和五十五年法律第 号）第十條（同法第十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金		千円

7 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十三條の規定は、昭和五十六年度分の地方交付税から適用する。

(自治省設置法の一部改正)

8 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十

一）のの一部を次のように改正する。
第四條第一項第十三號の七の次に次の一號を加える。
十三の八 人口急増地域対策等特別措置法（昭和五十五年法律第 号）の施行に關す

る事務を行うこと。

第十二條第二十號を第二十一號とし、第十九號を第二十號とし、第十八號の次に次の一號を加える。
十九 人口急増地域対策等特別措置法の施行に關すること。

(消防施設強化促進法の一部改正)

9 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七號）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

10 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一號）の一部を次のように改正する。
附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項から附則第九項までを一項ずつ繰り上げる。

別表（第七條、第十三條關係）

事業	区分	国の負担割合
義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一號）第三條第一項第一號及び第二號に規定する公立の小学校及び中学校の校舎及び屋内運動場の新築又は増築、学校給食法（昭和二十九年法律第六十號）第七條第一項に規定する公立の小学校及び中学校の学校給食の施設の整備、スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四十一號）第二十條第一項第一號に規定する公立の小学校及び中学校の水泳プールの整備		四分の三
廃棄物の処理及び清掃に關する法律第二十二條第一號に規定するごみ処理施設及びし尿処理施設の設置		三分の二
児童福祉法第五十二條に規定する保育所の設備		三分の二
道路法第五十六條に規定する道路の新設又は改築		三分の二
都市公園法第十九條に規定する都市公園の新設又は改築		三分の二
消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七號）第三條に規定する消防の用に供する機械器具及び設備		三分の二
下水道法第三十四條に規定する下水道の設置又は改築		十分の七

理由

最近の經濟及び社會情勢の変動に伴う都市及びその周辺地域における人口の急激な増加に對処して、その地域における良好な生活環境を確保し、地域社會の調和ある發展と住民福祉の維持向上に寄与するため、市町村による公共施設等の整備に對する國の特別の財政措置、宅地開発等についての届出、宅地開発等の事業者による公共施設等の用地の確保及び公共施設等の立替施行等について必要な措置を定める必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。

本案施行に要する經費
本案施行に要する經費としては、初年度約四千萬圓の見込みである。

地方公共団体の超過負担の解消に關する特別措置法案
地方公共団体の超過負担の解消に關する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、国庫補助負担事業等に係る国と地方公共団体の経費の負担の適正化を図るため、地方公共団体の超過負担の解消に関する特別の措置を講じ、もつて地方公共団体の財政の健全な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地方公共団体の超過負担」とは、国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金(以下「国の支出金」という。)の額が地方公共団体が当該国の支出金に係る事務又は事業を行うために必要でかつ十分な金額を基礎として算定されていないことにより、地方公共団体が、当該事務又は事業について本来負担すべき額を超えて経費を負担することとなることをいう。

(国の責務)

第三条 国は、地方公共団体の超過負担の解消を図るため、国の支出金の額の算定に当たっては、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務又は事業を実施するのに必要かつ十分な単価、数量及び対象によつて算定された金額を基礎とする等必要な措置を講じなければならない。

2 内閣総理大臣及び関係各大臣は、前項の措置を講じようとするときは、次条第二項又は第三項の規定に基づく地方超過負担調査会の答申又は意見を尊重しなければならない。

(地方超過負担調査会)

第四条 総理府に、地方超過負担調査会(以下「調査会」という。)を置く。

2 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じて地方公共団体の超過負担を解消するための措置について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に答申するものとする。

3 調査会は、地方公共団体の超過負担を解消するための措置について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を申し出ることができる。

4 調査会は、必要があると認めるときは、関係

行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第五条 調査会は、委員二十九人以内で組織する。委員は、次の各号に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

- 一 全国の都道府県知事の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者 二人
- 二 全国の都道府県議会の議長連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者 二人
- 三 全国の市長の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者 二人
- 四 全国の市議会の議長連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者 二人
- 五 全国の町村長の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者 二人
- 六 全国の町村議会の議長連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者 二人
- 七 関係行政機関の職員 十二人

地方超過負担調査会

地方公共団体の超過負担の解消に関する特別措置法の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

理由

国庫補助負担事業等に係る国と地方公共団体の経費の負担の適正化を図るため、地方公共団体の超過負担の解消に関する特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約千億円の見込みである。

八 学識経験のある者 五人以内

3 調査会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

4 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 この法律の定めるもののほか、調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第十六号の四の次に次の一号を加える。

十六の五 地方公共団体の超過負担の解消に関する特別措置法(昭和五十五年法律第号)の施行に関すること。

第十五条第一項の表中国民生活安定審議会の項の次に次のように加える。